

豊明市行政改革推進委員会の公開等に関する取扱要領

1 会議の公開

豊明市行政改革推進委員会（以下「推進委員会」という。）の会議は公開するものとする。ただし、会議の内容を公開することが適当でないとして、推進委員会が判断した場合は、公開しないことができる。

2 傍聴者の人数

傍聴者の人数は、会議の会場に応じて定める。

また、傍聴者は先着順とする。但し、定員を超えた場合は、市内在住、在勤、在学者を優先することとする。

3 会議の公開の周知

会議の開催日時、場所、傍聴者の人数は、「豊明市公式ウェブサイト」に掲載する。

4 傍聴の申し込み

会議の傍聴を希望する者は、事務局にその旨を申し込むものとする。

5 傍聴の遵守事項

- (1) 傍聴者は、私語や推進委員会に対する発言はできない。
- (2) 推進委員会が特に認めた場合を除き、会議の録音又は撮影はできない。
- (3) 会議の進行を妨げる行為が見受けられた場合、会長は、その者を退室させるとともに、次回以降の会議の傍聴を拒否することができる。

6 会議資料の取扱い

会議資料は、別に定めのある場合、又は支障があると認める場合を除き、傍聴者に貸与する。

7 議事録の作成及び公開

事務局は、会議の議事録を作成し、公開するものとする。この場合に、議事録は、出席委員の確認を受けるものとする。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が推進委員会に諮って定める。

9 施行等

この要領は、平成29年2月3日から施行する。